

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 826
2025 November



表紙写真
「どっちが高く跳べるかな」

第40回写真コンクール金賞(自由部門)
西森 裕保●高知会

春休みに孫と公園へ遊びに行った時に撮影しました。
どちらがより高く跳べるか競争をしていましたが、お姉ちゃんは妹に合わせ、妹はお姉ちゃんに追いつこうと2人が楽しそうに跳ねている時の一瞬を切り取りました。

- 02 土地家屋調査士制度75周年対談企画
**「いま、学び直すという選択を
～法政大学大学院で広がる土地家屋調査士の可能性」**
法政大学法学部教授 伊藤 栄寿 氏
日本土地家屋調査士会連合会会長 岡田 潤一郎
- 08 法政大学大学院 法学研究科 法律学専攻 修士課程
社会人入試のご案内
- 10 第19回 全国青年土地家屋調査士大会 in HOKKAIDO
開催報告
- 12 愛しき我が会、我が地元(4巡目) Vol.141
東京会／京都会
- 15 「地図展2025 さいたま」
～さいたま市誕生25周年的カウントダウン～
- 17 第30回 暮らしと事業のよろず相談会 東京10土業
- 20 **12人の若手土地家屋調査士 第2回**
第2回 Z世代土地家屋調査士の挑戦
- 22 **令和7年度・8年度 広報員紹介**
- 23 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 24 会務日誌
- 26 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書
- 27 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 28 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテ Map
- 29 ちょうさし俳壇 第486回
- 30 地名散歩 第165回
一般財團法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介
- 32 研修管理システム「manaable (マナブル)」の利用登録
- 34 公嘱協会情報 Vol.176
- 36 国民年金基金だより
- 37 編集後記

「いま、学び直すという選択を

～法政大学大学院で広がる土地家屋調査士の可能性～

日本土地家屋調査士会連合会(日調連)広報部では、土地家屋調査士制度制定75周年を記念し、「いま、学び直すという選択を～法政大学で広がる土地家屋調査士の可能性」と題して、日調連会長と法政大学法学部教授の伊藤栄寿教授との対談を企画しました。会員が土地家屋調査士の専門知識を更に深め専門職能として高度に学ぶ場としての法政大学大学院法学研究科法律学専攻修士課程において実施される社会人入試制度、そして、リカレント教育(学校教育から離れた後も生涯にわたって学び続け、必要に応じて就労と学習を交互に繰り返すこと)について、これから土地家屋調査士への期待、可能性などについて対談いただきました。



対談者 伊藤 栄寿氏(法政大学法学部教授)(写真左)
岡田 潤一郎(日本土地家屋調査士会連合会会長)(写真右)
司 会 吉崎 英司(日本土地家屋調査士会連合会広報部長)

司会：こんにちは。日本土地家屋調査士会連合会で広報部長をしております吉崎と申します。最近よくリカレント教育という言葉を耳にするようになりました。簡単に言えば社会に出てからもう一度学び直すことで、私たち土地家屋調査士にとってとても興味深いテーマだと思います。今日は、「いま、学び直すという選択を～法政大学大学院で広がる土地家屋調査士の可能性」というテーマで、法政大学法学部の伊藤栄寿教授をお迎えし、岡田潤一郎会長と一緒に学び直しの意義や大学院での可能性についてお話を伺っていきたい

と思います。伊藤先生、岡田会長、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。それではまず伊藤先生から自己紹介をお願いしたいと思います。

伊藤：法政大学法学部で民法を教えております伊藤です。本日はお招きくださり、誠にありがとうございます。最初に簡単に自己紹介させていただきますと、出身は名古屋でして、名古屋大学の法学部を卒業後、大学院法学研究科に進学しました。民法の中でもマンション法について研究を始めまして、博士論文を書きました。その後、共有、所有権などに興味を持ち研究しております、債権

法も扱いますが、基本的には物権法を専門にしております。近年は、法務省関係の仕事をきっかけに、登記関係のお仕事をさせていただくことが増えていますが、勉強不足だと感じることが少なくありません。学部や大学院時代に、登記の最低限のことは学んだつもりではあったのですが、基本的には権利の登記の表面的なことしか学んでおらず、表示の登記にいたってはほとんど勉強したことになかったというのが正直なところです。土地家屋調査士の先生にも法学部出身の方がいらっしゃるかと思いますが、法学部時代に表示登記を学んだという方はほとんどいないのではないかと思います。

私自身、表示登記のことも勉強している最中ですので、土地家屋調査士の先生方からは教えていただくことがたくさんある、というのが実情です。本日はどうぞよろしくお願ひします。

司会：それでは岡田会長、自己紹介と今日の対談に向けての思いをお聞かせください。

岡田：日本土地家屋調査士会連合会会長の岡田でございます。所属は、四国の愛媛県土地家屋調査士会です。業務歴は、36年になります。私自身もこの土地家屋調査士という実務をしながら地元の愛媛大学の法文学部で平成18年から非常勤講師をさせていただいております。年に15コマ半期だけですけれども、法文学部の法律コースの学生(3年生及び4年生)を対象に不動産登記法の表示の分野に関して、不動産登記法もそうですが、登記、相続も含めて、とにかく財産を取得したら登記をしましょう、それを周りにも広げていこうということを主眼に置きながら、講義をさせていただいているところです。本日はお忙しい中、伊藤先生との対談の機会をいただきまして本当にありがとうございます。

伊藤先生には、令和2年から始まりました「筆界認定の在り方に関する検討会」、そして令和5年からの「法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会」で座長を務めていただいて、そのようなご縁から、色々お付き合いをさせていただきましたことにも感謝しております。

また、私ども土地家屋調査士の業務にも精通しておられる民法の先生と認識しております。

本日は、先生から大学院における学び直しについてのお話をいただけるということで、とても楽

しみしております、どうぞよろしくお願ひします。

司会：ありがとうございます。早速ですが、先生の目から見て、私たち土地家屋調査士という仕事は、どのように映っているのでしょうか。

伊藤：先ほど少し法学部時代の話をさせていただきましたけれども、法学部の学生や教員から見ると、土地家屋調査士について法律の専門家というイメージが強くない、というかそもそも土地家屋調査士という職業やその仕事を認識している人が少ないのでないか、と思います。土地家屋調査士は、専門的に見れば表示の登記、もう少し言うと筆界について明らかにするという大変重要なお仕事をされているわけです。その重要性に比して認知されていないという印象です。私としても物権法の授業や不動産に関する授業で、表示登記や土地家屋調査士についての簡単な説明をしているのですけれども、もう少しアピールしていかなければいけないかなと思っております。

民法上の「物」について、例えばパソコンでも本でも「1つの物」が客観的に明らかであることが大半なのですけれども、土地については人為的に区切っているので、どこからどこまでが「1つの物(土地)」かということは非常に分かりにくい、これを正確に明らかにするというのは、民法から見て非常に重要なことがらなのです。「物」という基本的な概念について、その範囲が明らかでないといけないわけですけれども、物の中でも非常に重要な土地について、その1つというのを決める、明らかにするという非常に重要な職責を担っておられるわけです。仕事の中でいろいろな疑問が生じたりですか、これは法律とかルールがおかしいのではないかと思われることもあると思います。しかし、実際の業務の中で、これはなぜこんなルールになっているのだろうかと思ったとしても、日々やらなければいけないことがたくさんある中で、それを突き詰めるなどということは、今やっている業務との関係ではおそらく無駄と言いますか、考えたとしてもルールがこうなっているのだから、ということはたくさんあるのではないかと思います。ただ実は突き詰めてみると、実務的に疑問に思われたことの原因が、学問的には深まってないことがあるとか、当然視されているのだけど、実は考え直す余地があるということも、

少なくないのではないかと思います。例えば、弁護士の先生でもそうなのですけれども、実際の紛争になってみると、民法の条文にはこう書いてあるけれども、その条文が曖昧で実際の紛争を解決できませんよということはたくさんあって、この民法の条文はどういうことを考えて書かれているのか、突き詰めてみるとよくわからないことはたくさんあります。同じように土地家屋調査士の先生方も、筆界、境界を決める上でいろんな作業に取り組まれているときに、こういうルールになっているのだけれど、これ本当に正しいのかとか、これ何でこうなっているのかっていうことはあるはずで、その原因は、学問的には実は突き詰められていないことに原因があるかもしれません。歴史的な経緯とか法律的な理由とかいろいろあるかと思いますけれども、疑問に思ったことを掘り下げて考えてみるというのは非常にアカデミックなことであり、まさに大学院で研究をしていただければ、実務を理解していない研究者から見ても、面白い視点、考え方が出てくるのではないかなど考えております。

司会：いきなりアカデミックになってきましたけども、岡田会長は、日頃から本誌にアカデミックな内容を載せていてもらいたいと要望されていますが、今の先生のお話をお聞きしてどのようにお感じになりますか。

岡田：おかげさまで今年土地家屋調査士制度が誕生して75周年を迎ました。その間、私たちの職責も時代とともに大きく変化してきておりましますし、今もまさに変化の渦中にあると認識しております。特に近年は、不動産登記制度のデジタル化を含む高度化、所有者不明土地問題への対応、それから地域再生への関与、またこれから社会全体のデジタル化に向けて、法務局で管理されている不動産の取引の対象となる地図、さらに登記の情報を扱う専門資格者としての私たちの存在意義など、土地家屋調査士には法的な知見、社会的な教養がより一層求められていると考えておりますし、会員の皆様には様々な情報を身に付けてもらうこと、さらに発信してもらうことが大切になると思っております。

そのような背景も含めまして、隣接法律専門職として、リカレント教育、つまり、社会人が学び直す機会の意義も含めて注目をしているところで

ございます。

司会：やはり私たちには、深い法律知識とか理論的な視点が必要なのだと改めて感じますが、伊藤先生から法政大学でのリカレント教育や、それから社会人の入試について詳しくお聞かせください。

伊藤：岡田会長がおっしゃったとおり、社会で経験を積んだ方がまた大学に戻って勉強するということは、1990年代の大学院重点化以降に増えたようになります。例えば、私が大学院にいたときの経験ですが、ある一流企業の社員の方が、会社から学費を出してもらい仕事の一環として、週に1日か2日、大学院に来てスキルアップのために勉強しているということがあります。今現在も、ある一流企業を定年退職して、学び直しに来ているという方がいらっしゃいます。弁護士の先生が大学院で博士号を取得するために研究されるというケースは、全国的によく見かけます。専門職である弁護士の先生も司法書士の先生も土地家屋調査士の先生も、当然のように日々専門的な仕事をこなされているわけですけれども、ふとした何かのきっかけで本当に今前提にしていること、考えていることが正しいのだろうか、と思われることがあるかと思います。その疑問を解決するために思い切って大学院に来ていただければと思います。今の時代ですと、単純な作業などはAIやコンピューターの技術ができることが増えているわけですが、専門的な内容になればなるほど、なかなかAIやコンピューターでは対応できないと思います。まさにその専門を深めれば深めるほど、その人独自のアイデンティティといいますか、扱える業務の広がりがあると思いますので、疑問に思っていることがあるという方は、ぜひ大学院で学び直すということを一つの選択肢として考えていただければありがたいかなと思います。

多くの大学院において、社会人入試という入試方法があって、社会人の方を受け入れています。法政大学大学院法学研究科の大きな特徴は、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験などの資格試験合格者の筆記試験免除制度がある点です。土地家屋調査士の先生であれば、筆記試験が免除されます。このような制度を持っている大学は、他の大学を調べたわけではありませんが、レアだと思います。多くの大学院では、社会人入試でも民法などの専門科目についての筆記試験を課



しており、合格することは簡単ではないと思います。そういう意味で法政大学大学院法学研究科は、筆記試験なしで研究計画書を書いていただき、どういうことを研究したいのかということを示していただければ、それを前提に面接(口述試験)だけをして合否判定を行います。研究計画の内容がしっかりしていて、面接でのやりとりで研究したい内容や意欲などがきちんとあれば、十分に合格水準に達していると思います。土地家屋調査士の先生方は、不動産登記の知識もありますし、日々の境界を明らかにしていく作業の中で、周辺住民の方々とのやりとりも行っておられるので、コミュニケーション能力的にも十分かと思います。そういう意味ではぜひ大学院に来ていただきたい人材です。さらに、我々研究者や他の大学院生、さらには学部生にも実務のことを教えていただけるかと思うので、大学院に良い影響、刺激を与えてくださるとも思います。土地家屋調査士の先生も、日常的に大学の教員と会って議論することはないでしょうし、自分のお子さん以外で若い方と会って議論する機会は多くないでしょうから、大学生などの若い方々が土地家屋調査士についてどのように考えているのかということを知ることができますので、お互いに良い刺激があるのではないかなと思っております。

司会：筆記試験免除は大きいですね。私は大学生の子供が居るのですけど、子供の気持ちが正直わからなかったりするので、大学院っていいなと思いました。入試のハードルは少し下がってきて身近に感じられてきたのですが、入学した後、どのような授業を受けさせていただけるのかということを紹介していただけたらと思います。

伊藤：大学院の修士課程は、基本的に2年というこ

とになります。2年間授業を受けていただきながら、最後は修士論文を書いて修了(卒業)ということになります。時間がかかるということであれば学費が嵩む可能性はありますが、3年4年と時間をかけていただいてもかまいません。さらに修士課程修了後、博士号の取得を目指し博士後期課程に進学する道もあります。

具体的に修了までに、どのようなハードルがあるかといいますと、まず32単位を取っていただく必要があります。2年間で16個の授業ということになるのですが、週に4個の授業を受けるというイメージになります。数としては皆さんが大学通っていたとき、多分1年生のときだと週に10～15個ぐらいの授業を受けていたかと思うので、それに比べると多くはないと思います。

授業の内容の話を申し上げますと、土地家屋調査士の先生であれば、民法の授業を受けていただくことが中心になると思います。法政大学では民法担当教員が複数おりますので、民法科目だけで修了のための32単位を満たすことも可能です。具体的な授業の内容・方法ですが、それぞれの授業担当の先生と受講生が相談して内容を決めることが多いので、大学の大講義のイメージとは全く異なるかと思います。もちろん、先生がこの内容をやりますとハッキリ決めている科目もあるのですが、受講生が関心を持つテーマに合わせて、一緒にこういう文献を読みましょうとか、相談に乗ってくれる先生も少なからずいらっしゃいます。誤解しないでいただきたいのは、全員が絶対そうということではないということです。ただ、例えば、私は受講生と相談して内容を決めますし、法政大学の民法の先生はそういう対応をしてくださる方が多いです。そういう意味では、本当に

自分がやりたいこととか扱ってみたいことというのが、ある程度実現できるかと思います。

他にも法政大学には人文科学研究科というところがありまして、そこには地理学の先生方がいらっしゃいます。もちろん時間割や先生が扱っている内容にもよるので、確実に皆さんが高い描いている授業が受けられるという保証はできませんけれども、地理関係の専門家がいるというのも非常に特徴的でして、法学研究科に入学しても、地理学の科目を履修していただくことが可能でして、しかもその科目が修了するための単位になります。

授業時間ですけれども、土地家屋調査士の先生は、昼は働いているので夜とか土日に受けたいということになろうかと思いますけれども、一般的なカリキュラムとして、夜間、土日にやりますということを法学研究科としては行っておりません。ただ、他の受講生との関係もあるので絶対とは言えませんが、授業内容と同じように授業時間についても、私は相談に乗ることができます。例えば、夜間や土日に授業を行うことも可能ですし、私以外の民法の先生の中にも相談に乗ってくださる方はいらっしゃいますので、この点については大学院を受験される前とか合格後とかにご相談いただければ、確実な保証はできないのが正直なところですけれども、一定程度の対応はできるのではないかと考えております。

司会：では、実務で自身が繋がりがあるとか興味があるとかいうものを掘り下げて、そこで学ぶということもできるかもしれないということでしょうか。

伊藤：それはもちろんできると思います。民法の授業の説明をしましたけれども、具体的にどういう研究をして論文を書くのかについて、先生から指導を受けられる科目(民法であれば民法論文指導という科目)があります。これは必ず取らなければいけない科目でして、卒業単位32単位のうち8単位がこの科目になります。論文についての相談は基本的に教員側が受けなければいけないことになりますので、それはもちろん対応させていただきます。

司会：学費のことも気になる方が結構おられるのではないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

伊藤：学費は、2年間で入学金と合わせて150万円ぐらいです。決して安くはないかもしれません、キャリア形成という観点からは、自己投資としてあり得る金額なのかもしれません。国公立大学だともう少し安いかと思いますが、私立大学の大学院だと同程度なのかなと思います。

司会：具体的なイメージが湧いてきましたが、岡田会長から伊藤先生に改めてお聞きになりたいことはありますでしょうか。

岡田：土地家屋調査士の業務には民法の理解と解釈や境界の紛争への対応など、測量成果の法的な正統性の担保も含めて法律の理解が求められる場面が多いと思いますが、往々にして日々の業務に追われる場面が多くて、経験則で何とかなってきた場面がたくさんあると思います。

しかし、私たちは実務家ですが研究者ではないので、大学院での学びあるいはリカレント教育が、私たちの実務に役立つ場面についてどのようなイメージをお持ちでしょうか。

伊藤：逆に研究者ではない実務家だからこそ見えてくる視点というのがあるので、そういう意味では我々からしても非常に研究として面白いテーマを設定して深められるのではないかと思っています。例えば、境界確認における当事者の法的地位、そういうテーマが1つ考えられますが、民法上の所有権理論との関係で非常に興味深いテーマではあるかと思います。当事者の法的地位というと、なかなかわかりにくいのですけれども、例えば、皆さんが日々行われている業務で、隣接の土地所有者との立会いがありますよね。この立会いというのは、非常に単純なようで、法的にどう評価するかというのはなかなか難しい問題です。法的に言えば、土地家屋調査士の先生方は、土地の境界という「決まっている(はずの)もの」を確認している、明らかにしているわけです。決まっている線を確かめているだけなのに、なぜ当事者が立ち会わなければいけないのか、当事者に境界線を決める権限はないので、法理論的に考えれば立会いの必要はないとも考えられるわけです。

明らかな境界線がわかっている場合であれば、立会いの必要はないといつてもよさそうなのですけれども、一般的に立会いを求める事になっていきますし、立ち会っていただいた方が良い、ということも事実ですよね。立会いは求めたほうが良

いのだけれども、求めなかったときに理論的にどうなるのかとか、どういう法的な問題が生じるのかを考えてみると、なかなか面白い内容なのではないかと思います。立会いについては、その法的位置づけによくわかっていないところがあるということです。

実務の中でわからないことがいろいろあると思うのですけれども、大学院ではそれを法的に分析するといいますか、例えば、自分が昼間にしてきた仕事というのは、法的にどのように位置付けられるのかということを考えるというは、非常に意義があるのではないかと思います。何となくみんなこれをやっているけど、実は法的にはこれをやらなくてもいいはずとか、みんな軽く考えてやっているけれども、法的にはこれって非常に重要なこととか、そういうものがあるはずで、その辺りをはっきりさせられると、現場での仕事に対する考え方も変わってくる部分があるかと思います。そういうことを大学院の学びの中ではっきりさせていくというか理論的に考えるということをしていただけだと、皆さんにも役に立つのではないかと思っております。

司会：もう少し実践に即した形で理論を再構築するような感じですね。

まだまだいろいろお話を伺いたいところではあります、時間の関係で最後にお二人から一言ずつ頂戴できたらと思います。

岡田：今回のこの対談企画を通じて、大学院での学びが私たちの実務を見直す視点として大変有効であるということを改めて感じました。土地家屋調査士には、伊藤先生にもおっしゃっていただいたように、実務の法的な裏付けのためにもこの法的知見と社会的な教養が一層求められていると感じます。特に小さなことからかもしれませんけれど、六法や法令集を毎年事務所に備えて自分のバイブルにすることは、実務者として資格者としての最低限必要なことですし、今日おっしゃっていただいた大学院でのリカレント教育にもつながることだと思います。全国の土地家屋調査士の皆さんに

とっても、大学院で学び直せる機会というのは、やはり単なるキャリアアップではなく、私たちが普段行っている職務職責を更に深化させる道でもあると思います。

今後、連合会としましても、このリカレント教育を支援する立場、体制を整えたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

伊藤：土地家屋調査士の先生方は、今存在する法律などのルールを前提に実務をされていると思うのですけれども、その前提となっている法律などのルールが常に正しいのか、例えば、昔はそれでよかつたかもしれないけれど、今の時代には合っていないということもあるかと思います。

世の中の法律にはそういうことがたくさんあり、だからこそ民法も改正が頻繁にされているわけです。そういう観点からすると、実務に携わっておられる土地家屋調査士の先生方が何か疑問に思ったりとか、今の時代に合っていないのではないかと思ったことは、逆に法律などのルールを変える力にもなるし、その前提となる理論自体を考え直さなければいけないこともあるかと思います。そういう意味では、日々の実務の中で疑問を持ったことがあるとすれば、法律的に研究的に非常に面白いことが眠っている可能性があると思います。そういうことを掘り下げていくということをぜひお考えいただければ非常に良いのかなと思います。これは土地家屋調査士の先生方にとっても良いことですし、我々研究者にとっても良いことですし、ぜひそういう場として私がいる法政大学で勉強していただけるということがあれば、非常にありがたいなと思っております。

司会：ありがとうございました。伊藤先生、岡田会長のお話を通じて、土地家屋調査士にとってのリカレント教育、そして、大学院進学の可能性を具体的にイメージできたのではないでしょうか。今日のお話が皆さんにとって一步踏み出すきっかけになればと思いまして、対談を締めたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

法政大学大学院 法学研究科 法律学専攻 修士課程 社会人入試のご案内

令和8年度の入試要項から抜粋してご案内します。詳細は次のURLから入試要項をご確認ください。

<https://www.hosei.ac.jp/gs/jukensei/applicationguidelines/>

受験資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当し、(4)の条件を満たす者

(1) 日本もしくは外国において大学を卒業した者
※学士学位を取得していない場合は該当しません。

(2) 文部科学大臣の指定した者

(3) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(4) 2026年4月1日時点で以下の条件を満たす者
◆法律学専攻…25歳以上かつ職務経験が1年以上ある者

研究科が定める条件

在籍期間中、学期中の月曜日から金曜日の本学が定める1時限から5時限の授業時間に通学が可能であること。

希望指導教員の選択について

『法政大学大学院入学案内2026』を参照し、専任教員1名を選択。

<https://www.hosei.ac.jp/gs/jukensei/kiboushidokyoin/>

入試日程

<秋季> 終了しています。

<春季>

出願期間	2026年1月14日(水)～1月19日(月)
第一次試験日 (筆記試験)	2026年2月15日(日) ※ 土地家屋調査士試験合格者は免除となります。
一次合格発表	2026年2月15日(日)

第二次試験日 (口述試験)	2026年2月15日(日)
最終合格発表	2026年2月19日(木) 10:00
入学手続期間	2026年2月20日(金)～2月27日(金)

出願手続

- 1) 入学検定料 35,000円
- 2) 提出書類

- 以下に指定された書類を出願システム上で作成・アップロードしてください。
- 提出方法・各種証明書に関する注意事項については入試要項をご参照ください。
- 指定様式は大学院ウェブサイトに掲載しています。

- 入学志願表
※出願システム上で作成
- 入学検定料の納入を証明する書類
- 卒業(見込)証明書
※日本の大学卒業(見込)の方のみ
- 学士学位取得(見込)証明書
※外国の大学卒業(見込)の方のみ
- 成績証明書
- 住民票
※外国国籍志願者のみ
- 資格証明書
(土地家屋調査士試験合格証書のコピー等)
- 研究計画書(様式1)
日本語以外不可

すべての土地家屋調査士 必携の1冊！

予約申込受付開始!

FAXまたは二次元コード(Google Form)からご予約ください。

土地家屋調査士法令集 【2026年版】

日本土地家屋調査士会連合会推薦図書

伊藤栄寿・鈴木泰介・本橋幸司・飯田 裕 [編]

A5判・800頁・定価3,960円(税込⑩、送料実費)

特別価格 **3,520円** (税込⑩、送料出版社負担)



↑ご予約はこちらから!
※Google Formでの受付
※メールアドレスの入力が必要です。
※2026年1月30日まで

推薦の辞

土地家屋調査士の実務に必要な法令及び重要な先例を網羅し、コンパクトな1冊にまとめた「土地家屋調査士法令集」は、表示登記の専門家であるすべての土地家屋調査士が持つべきアイテムである。実務で直面する多くの課題や問題を解決に導き、国民の不動産の権利の明確化に寄与するために有用であると確信し、ここに強く推薦する次第である。

日本土地家屋調査士会連合会会長 岡田潤一郎

※この商品は、2026年1月下旬の刊行を予定しております。刊行後、商品に請求書を同封のうえご送付先にお届けいたします。

2511250010

書籍予約申込書

FAX 03 (3355) 3763

申込日 年 月 日

FAX送信前にもう一度注文内容のご確認をお願いいたします。
落丁・乱丁本を除きキャンセル・返品には応じられません。

土地家屋調査士法令集 2026年版

▲ 14624 ▲

冊

特別価格**3,520円**(税込⑩)

ご送付先住所(事務所宛送付の場合は「事務所名」をご記入ください)

自宅 or 事務所 (いずれかを○で囲んでください)

(〒 -)

事務所名

フリガナ
お名前

電話番号

()

- コンピュータ処理をしますので、氏名には必ずフリガナをお願いいたします。
●代金は、商品に同封の請求書に基づきお支払ください。

(Z599)

・本申込書により取得しました個人情報については次の目的で利用いたします。
当該書籍の受付・発送・管理および関連する当会および提携団体の事業・サービス等の情報提供ならびに市場調査、当会の事業・サービスの開発
・本申込書により取得しました個人情報については、個人情報保護法に定める場合を除いて、ご本人様の同意なく、利用目的外の利用および第三者提供はいたしません。

連絡先

一般社団法人 金融財政事情研究会 月刊「登記情報」編集室 〒160-8519 東京都新宿区南元町19
TEL:03(3355)1713 / FAX:03(3355)3763

第19回 全国青年土地家屋調査士大会 in HOKKAIDO開催報告

札幌土地家屋調査士会 大海 崇志

概要

日 時：2025年9月6日(土)
会 場：札幌市内会場
参加者：全国から170人
テーマ：「人の輪」

【はじめに】

北海道の秋空の下、「人の輪」を合言葉に全国の青年土地家屋調査士が集い、学びと交流を深めました。本稿では、研修会の要点と交流企画の模様を中心に当日の様子を報告します。

【研修会について】



研修会風景

1 「北海道の開拓史と境界の成り立ち」

前半は富樺正一会员が登壇されました。北海道の筆界は本州と異なり、官有地の処分(私有地化)の過程で形成されたという出発点を確認しました。明治初期の「地所規則」と「地券」発行を契機に、殖民区画や御料地処分、戦後の農地改革まで、処分制度と区画手法の変遷が筆界の性格を形作ったことを整理しました。特に、直線・直角を基本とする殖民区画、河川・分水嶺に沿う区画、戦前戦後に作成された各種図面(殖民区画図、売払地実測図、土地連絡[整理]図、土地台帳附属地図、国調地籍図)の取扱いについて具体例で示されました。

さらに、根拠資料の当たり方(旧地形図・公図・換地関係図書等の優先度)と、現地証拠と計算の優先

づけ(既設標・地物・推定点の突き合わせ)を手順化し、復元型での境界確定測量の勘所を共有しました。

2 「GNSS時代の『国家座標』の扱い方」

道府座標→日本測地→世界測地系へと早期に座標が導入された北海道の経緯を踏まえ、成果の整合性や多重成果への向き合い方を議論し、図根点と街区基準点のズレに対するスライド／実測の判断、地域差(札幌・東京の運用例)やヘルマートによる補正、スライド量の情報共有の在り方など、メリット・デメリットの具体例が紹介されました。

3 「AIと土地家屋調査士」

実務でAIを活用している参加者にご協力いただき、具体的なワークフローと効果を共有しました。登記関係書類のドラフト生成と体裁チェック、座標計算の二重確認、現場写真・メモからの日報作成、OCRによる台帳起こし、社内のテンプレ整備など、効率化の実例が次々に示されました。

【交流企画について】



懇親会開会式

「全国対抗アームレスリング大会」

懇親会の目玉は、全国から集まった参加者が腕を競う全国対抗アームレスリング大会でした。大会の開催にあたっては、北海道アームレスリング協会の全面的なサポートを受け、競技上の注意点のレクチャーやレフェリー業務、安全管理まで徹底して行われました。参加者は、各県ごとにチームで集まり、



アームレスリング風景①



アームレスリング風景②

自ら代表3名を選出して団体戦に挑む形式。開始前には協会員が専用台の使い方や正しい姿勢、反則動作など細かいルール説明を行い、競技に入りました。会場は開始前から独特的の緊張感に包まれ、選手も観客も期待に胸を膨らませていました。

競技は3対3の団体戦で行われました。まずは東日本ブロックと西日本ブロックに分かれて予選リーグを実施し、それぞれのブロックで激しい戦いが展開されました。体格差や得意技を生かしながらの一進一退の攻防に、応援席からは「がんばれ!」「押し切れ!」など大きな声援と拍手が湧き上がり、スマートフォンやカメラでその瞬間を収める人の姿も見られました。東西それぞれのブロックで勝ち上がったチームは、最後に「東西最強決定戦」として全国最強の座をかけて対戦。まるでスポーツ大会ながらの熱気に包まれ、参加者全員が息をのむ中で勝敗が決しました。

決勝戦を制したのは、〈新潟・富山・長野・群馬〉の連合チームで、表彰式では、研修会で紹介された3Dプリンターで作成した地形モデルと、北海道名物のジンギスカンが副賞として贈られました。優勝チームのメンバーは喜びの声を上げ、他の出場者たちも互いの健闘を称え合い、握手や記念撮影が自然に行われるなど、会場全体が一体感に包まれました。

その後の宴席では、参加者が全国各地から持ち寄った地酒が都道府県別のテーブルに配置されました。北海道から九州までの銘柄がずらりと並び、参加者

は気になる地酒を片手にテーブルを巡って味比べを楽しみました。「この酒はどの地域のものですか」「この地図で見たあの町ですね」など話題が自然に広がり、名刺交換や実務相談、地域課題の共有といった交流が活発に行われました。研修で学んだ知見を肴に、各地の業務改善事例や新しい協力の構想が語られ、「今度は合同で勉強会を開こう」「現地調査のときに協力しよう」といった具体的な話も飛び交いました。

こうした趣向により、懇親会は単なる親睦の場にとどまらず、学びと実務ネットワークの拡大を促す時間になりました。



集合写真

【おわりに】

「第19回全国青年土地家屋調査士会inHOKKAIDO」を盛大に開催することができました。北海道青調会をはじめ、新日本法規出版株式会社様、アイザック株式会社様、ビズステーション株式会社様、TerraDrone株式会社様、福井コンピュータ株式会社様、株式会社岩崎様、株式会社ビービーシー様、東京土地家屋調査士青調会様、札幌土地家屋調査士会様、札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会様、旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会様、札幌土地家屋調査士青調会OBの皆様等、多くの皆さんにご協力いただきました。心より御礼申し上げます。本大会で得た知見と「人の輪」を各地の現場へ還元し、次回は岡山県での開催へとバトンをつなぎます。ありがとうございました。



北海道アームレスリング協会の皆様

愛しき我が会、我が地元

4巡目

Vol. 141

東京会

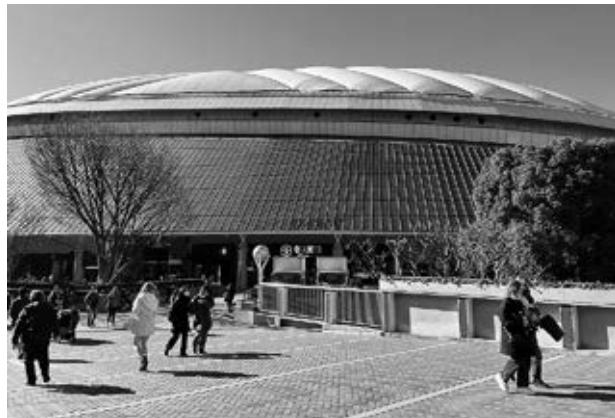
『江戸と現代とこれから』

東京土地家屋調査士会 文京支部 成住 郁雄 会員

私が生まれてからずっと住み続けている東京都文京区。東京23区内でも大学が多い地域のことから文教地区と言われており、区名の由来となっています。なぜ学校が多いのかといえば、江戸時代では今の文京区内に武家屋敷が数多く存在し、明治時代にその広大な武家屋敷跡地を転用したことが大きな原因の1つとなっているからです。

代表的な学校ですと東京大学があり、元々は石川県の加賀藩前田家上屋敷の跡地、他には2025年MLBの大谷翔平選手が所属するドジャース vs 鈴木誠也選手が所属するカブスの開幕戦で使用された東京ドームも水戸徳川家上屋敷の跡地として有名です。

東京ドームについては、今後、中央区築地の再開発に伴い文京区から移転するという話もあり、我が地元のコラムで書けなくなってしまう可能性があるため紹介させていただきました。ここで現代と江戸についての位置関係をより感覚的に分かりやすくするために、スマートフォンの「大江戸今昔めぐり」というアプリを紹介したいと思います。アプリ内では現在の地図と江戸周辺の地図を重ね合わせることができ、当時の武家屋敷の跡地にどのような建物を設立したのかだけでなく、江戸時代の街道と現在の道路の大体の比較を直感的に理解することができます。



東京ドーム

きる仕様になっております。また、建物が変化している一方で、神田明神や護国寺などの多くの寺社については江戸時代と変わらない場所に存在しているものの、敷地の広さについては当時と現代でかなり縮小していることが分かるなど、見方によって使い方が様々あります。難しい作業や登録などは一切なく、ダウンロードするだけなので是非活用してみてください。電車移動などのちょっとした合間でもボリューム感があるので時間を有効に活用できます。

また、歴史的背景だけでなく、将来的な事についても少々触れていくきたいと思います。数年前までは



東京大学赤門



神田明神

近隣を散歩していると周りは日本の方のみでしたが、最近では海外の方が目立つようになってきました。同様に土地境界立会時もほぼ全て日本の方を相手にしていましたが、現在では少しずつ海外の方も増えてきた印象があります。2024年に日本は、政策金利ほぼ0%から0.25%の利上げという「金利のある世界」に突入し、これから日本は少しずつ金利を上げていくこととなります。すると日本人が不動産を買いづらくなる一方で、円安効果による海外の方が日本の土地を購入する頻度が多くなってくる可能性があると考えられます。2019年では1ドル

約110円ですが、2024年は1ドル約150円と26.7%も円の価値が下落しており、例えば、1億円の不動産を買うのに単純計算で2019年は91万ドル必要であったが、2024年は67万ドルで足りる計算になります。また、不動産を安全資産の投資対象として考えている方も国内外に多く、今の不動産価格が上昇しているということは、活発に取引が行われている一方で、品質を守る土地家屋調査士の業務がより重要かつ海外の方にも対応していくフェーズに移行しつつあるのだと感じる日々です。

京都会 『全国へ轟け!! TikTokとトカチョマン』

京都土地家屋調査士会 社会連携部 部長 山内 司

京都会では、「もっともっと土地家屋調査士を知って欲しい」と、数年前から広報活動に注力しています。ソーシャルメディアプラットフォームTikTokを活用して、若年層をターゲットに土地家屋調査士の重要性や魅力を動画に載せて毎月3～4本のペースで発信中。広報担当の社会連携部員が主となり、台本の発案から撮影や演者までこなしていました。もちろん演者には、京都会屈指のイケメン(?)を揃えています。これまで100万回超再生の動画もあり、その影響は多方面にわたります。また、寄附講座をさせていただいている大学からもご協力いただき、学生さんに出演していただくこともあります。土地家屋調査士の存在が若者たちへ着実に浸透しており、近年の土地家屋調査士試験受験者数増加の一端を担っているのではないかと勝手に思っています。こうしてノリにノッている京都会TikTokですが、この度さらにパワーアップするため、動画撮影全般を外部委託することにしました。専門業者にお願いすることで、より本格的で、より魅力的な動画配信になることは間違いないありません。今後の京都会が発信するTikTokから目が離せません。

京都会広報活動のもう一つの柱として、広報誌「トカチョ」があります。これは外部への新たな発信源としてスタートしたもので、デザインや印刷等は外部委託しており、とても見やすい広報誌となってい



ます。年3回のペースで現在第8号まで発刊しています。「トカチョ」とはもちろん我々土地家屋調査士のこと、より親しみやすいように考案しネーミングしたものです。内容は、土地家屋調査士とは?等の基本的な情報から、無料相談会の案内や京都会員の活躍を掲載しており、管内の法務局、府内の役所やお店、大学等にも配置しており、誰でも手に取って見られるようにしています。最近では、すぐに無くなつて何回も補充するところもあります。このトカチョから京都会待望(?)のキャラクターも誕生しました。その名も「トカチョマン」。一会员の落書きから始まったこのトカチョマンは、トカチョの中で不定期連載マンガとして掲載されています。昨年に



は京都会として商標登録も済ませ、晴れて公認キャラクターとなったことで、LINEスタンプやイラスト入りのサファリハット等の広報グッズも作成されました。また、ありがたいことに事務局までトカチョを求めて来られた女性や、トカチョマン原作者へサインを求める大学生などマニアック(?)なファンも現れました。もしかしたら、トカチョマン全国デビューの日も近い!?

京都会は、これからも TikTok とトカチョおよびトカチョマンで土地家屋調査士の魅力を発信していきます。



サファリハット

「地図展2025 さいたま」

～さいたま市誕生25周年のカウントダウン～

令和7年9月27日(土)から10月5日(日)まで
RaiBoC Hall (市民会館おおみや)で開催された「地図展2025 さいたま」を取材しました。

「地図展」は、測量・地図の関連団体が組織する地図展推進協議会が主催し、広く国民に地図を通して国土や地域についての理解を深めていただくとともに、より一層地図に親しみ、地図を利用していくことを目的として全国で実施されています。今回は58回目を数え、来年さいたま市誕生25周年、大宮駅開業140周年の記念の年としてさいたま市で開催されました。



開会式の様子

開会式には、清水勇人さいたま市長、河瀬和重国土地理院長をはじめとする多くの来賓が出席され、祝辞のあとに開会のテープカットが行われました。



テープカットの様子

会場に入ってすぐのブースでは、7m四方の巨大空中写真が敷かれ、来場者はしゃがんで自分の自宅や職場等を探している様子でした。



さいたま市空中写真(2025年3月撮影)を眺めている様子

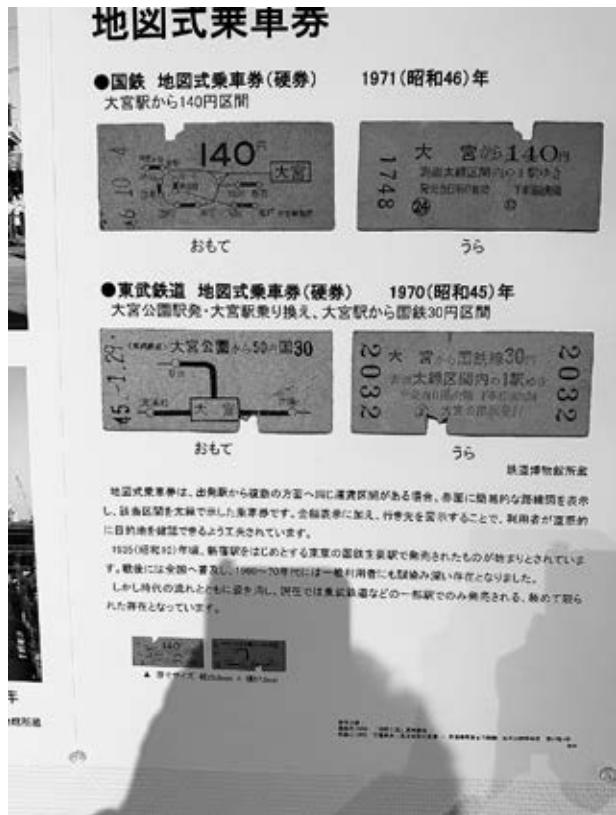
さいたま市の変遷

伊能図や吉田初三郎の大宮鳥瞰図など貴重な地図や、昔から交通の要所として栄えた大宮の明治から令和までの地形図や空中写真に、多くの方が興味深く見入っていました。

3D都市モデル体験コーナーでは、さいたま市のデジタル地図を操作すると3Dで俯瞰することが可能で、担当者の説明では3次元座標値データで管理されているとのことでした。

土地家屋調査士が「地図」といえば不動産登記法第14条地図をイメージしてしまいがちですが、一般的には地形図や空中写真、電車の路線図なども「地図」であり、頭を柔らかくしなければと感じた取材になりました。

副会長 大竹 正晃(神奈川会)



地図式乗車券(硬券)



第30回 暮らしと事業のよろず相談会 東京10士業

日時	令和7年9月27日(土)
場所	新宿西口広場
主催	東京土地家屋調査士会、日本公認会計士協会東京会、日本弁理士会関東会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、東京都行政書士会、東京都不動産鑑定士協会、第一東京弁護士会、東京税理士会、東京都社会保険労務士会、東京都中小企業診断士協会
後援	東京都、東京労働局、全国健康保険協会東京支部、東京都社会福祉協議会、東京商工会議所、新宿区、東京法務局、日本年金機構、中小企業団体連合会、渋谷区、日本司法支援センター東京地方事務所、(株)日本政策金融公庫
共催	災害まちづくり支援機構

はじめに

東京土地家屋調査士会の広報事業として、10士業による無料相談会である「暮らしと事業のよろず相談会」が開催されました。

東京において最大規模であるこの相談会が開催30回を迎えたので、その様子を報告します。

第30回暮らしと事業の
よろず相談会

東京10士業

2025年9月27日(土)
10:00~16:00

新宿駅西口広場イベントコーナー

参加士業

公認会計士 行政書士 不動産鑑定士
弁理士 規理士 社会保険労務士
司法書士 土地家屋調査士 中小企業診断士

各士業のポスター・リーフレット等の展示、販売をする士業ブースも設置

詳細・お問い合わせは
公式サイトへ

東京10士業
muryousoudankai.yorozu.net

各種SNSでも情報配信中

MAP

お問い合わせ用
日本10士業企画委員会
TEL: 03-5301-1000 (受付時間: 9時~17時)

チラシ

暮らしと事業のよろず相談会とは

暮らしや事業の悩みをプロに相談したいけれど、どのような専門家に相談したらよいかわからない方々は多くいらっしゃいます。

この相談会は、そのような方々に年に一度、10種の専門家が一同に会し、複数の専門家に同時相談できる相談会となり、相談料は無料で、一組30分の相談時間となります。

具体的な相談対応としては、「登記」関係の相談であれば、土地家屋調査士と司法書士が相談担当します。「会社設立」に関する相談であれば、税理士、商標登録等を行う弁理士等が主たる相談担当者となります。「土地境界のトラブル」に関する相談もありますので、その際は土地家屋調査士と弁護士が担当します。その他、相続、離婚、特許、裁判、ビザ、確定申告、事業継承、社会保険及び消費者トラブル等、さまざまな相談に対応できる相談会となります。

東京においても大規模な相談会となるため、毎年担当幹事会を定め、輪番制を組んでいます。本年は日本公認会計士協会東京会が担当幹事会として運営され、担当幹事会に伺ったところ、幹事会は30名程度の運営スタッフで挑んでいるとのことで、士業全体では100名を超えるスタッフ配置が見受けられました。

なお、東京土地家屋調査士会においても、一昨年度担当幹事会として運営を行っております。

当日の様子

この相談会は、事前予約のみならず、当日受付も可能となっています。相談会場の新宿西口広場は、



会場の様子



エコゾウ & トッチ ©東京土地家屋調査士会
エコゾウ & トッチ

不特定多数の方々が行き交っておりますので、マスコットキャラの着ぐるみを保有している会は、宣伝のために会場付近で広報活動を行っていました。

東京土地家屋調査士会は、「エコゾウ & トッチ」というマスコットがあるものの、着ぐるみを保有しておりませんので、今回は、東京都行政書士会の「ユキマサくん」、日本弁理士会の「はっぴょん」、東京都社会保険労務士会の「シャロロン」が会場付近を練り歩いて宣伝し、子供と記念写真の撮影を行っておりました。「シャロロン」は、今回がデビューとのことです。

メインの相談ブースは、16ブース設けており、忙しい時間は相談待機者も発生するほど盛況でした。



シャロロン



相談ブース



東京土地家屋調査士担当者

相談実績

当会が幹事会として担当した一昨年の相談実績は、相談担当者人数ベースで331名により相談を担当しており、昨年度は415名、本年度は開催当日にこの記事を執筆しているため集計が終わっておりませんが、300名を超えていると想像できるような状況でした。

なお、本年度の相談件数は127件で、当会が担当した相談は17件でした。

おわりに

相談会場では、各会のブースを設けリーフレット

及びノベルティグッズの配布を行っており、相談会の途中には、東京都の職員により、小池百合子都知事の祝辞及び感謝の意が代読されました。アナウンサーによる各土業へのインタビューもイベントとして行われ、それぞれの土業が業務紹介等を行っており、当職も業務内容に詳しくない他土業のインタビューは貴重な体験となりました。

他の土地家屋調査士会及び支部においても、同様の相談会等が開催されていると推認できるところ、このような相談会の企画・立案の一助となることを祈念しまして、この記事を終えたいと思います。

広報員 石瀬 正毅(東京会)

12人の\若手/土地家屋調査士



第2回 Z世代土地家屋調査士の挑戦

奈良会 吉田 隼也 会員

吉崎(日調連広報部)：こんにちは。日調連広報部の吉崎です。この度は「12人の若手土地家屋調査士」企画にご協力いただき、ありがとうございます。今回、奈良でご活躍中の吉田隼也土地家屋調査士にお話を伺います。現在、師匠ともうお一方の土地家屋調査士さんと3名で合同事務所を運営されているのですね。よろしくお願いします。

吉田隼也会員(以下、吉田会員)：はい、よろしくお願いします。

テーマ1:土地家屋調査士への道を選んだきっかけ

吉崎：まず、「どうしてこの道を選ばれたのですか？」という、志望のきっかけについて教えていただけますか。

吉田会員：父が測量関係の仕事をしていたので、この業界自体は知っていました。大学2年か3年、20歳か21歳ぐらいの時、父の仕事を手伝ったりアルバイトに行ったりするうちに、「意外とこの仕事は面白い」と感じたのがきっかけです。本格的にアルバイト先を探し、求人サイトで見つけたのが、現在の師匠の事務所でした。

吉崎：当初から土地家屋調査士を目指していたわけではないそうですが、何か決断のきっかけがあったのでしょうか。

吉田会員：法学部の大学生だったんですが、コロナ禍もあり、特にやりたいことが見つからなかったんです。その中で、師匠の事務所で働くうちに、この仕事は「やらされているというよりは、自分でやりたい部分」が出てきました。師匠からも社員にならないかというお誘いもいただいたので、「それならやってみよう」と決意しました。

吉崎：測量士補は先に取得され、土地家屋調査士の試験は3回受験されたそうですね。23歳で合格、24歳の今が登録1年目と、非常に若いです。

吉田会員：ありがとうございます。勉強はLECやアガルートといったオンライン講座と、大阪まで答練に行って取り組みました。

吉崎：3回の受験で、特に2回目は合格点を超えて



も不合格になったとか。モチベーションの維持は大変だったのでは？

吉田会員：2回目は本気で受かりに行ったので、不合格と知った時は一度心が折れましたね。ただ、その時に、不合格の翌年とその次の年、あと2回落ちたら諦めて別の道へ行くと決めたんです。そう決めたことで、「後悔のないように勉強しよう」と覚悟が決まり、乗り越えられました。

テーマ2：仕事の醍醐味と最新技術への挑戦

吉崎：補助者から土地家屋調査士になられて、まだ1年目のことですが、実務に入られて気持ちや環境で変わったことはありますか？

吉田会員：補助者時代は、知らず知らずのうちに師匠に守ってもらっていた(お尻を拭いてもらっていた)部分が大きかったと痛感しました。自分の仕事として責任を持つようになり、自分で主体的にやるのとでは、やはり大きなギャップを感じましたね。

吉崎：初めて申請が完了した時の気持ちは、やはり格別でしたか？

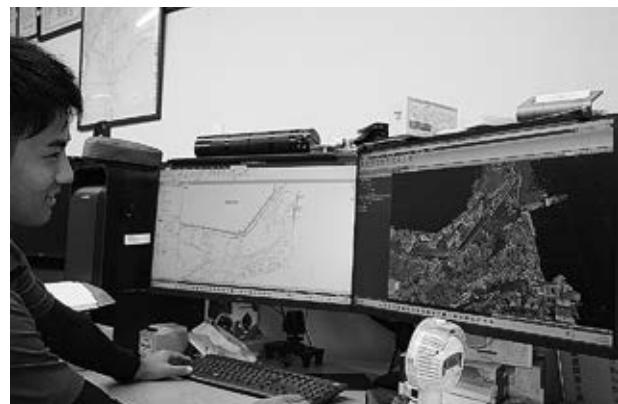
吉田会員：申請する瞬間は緊張しましたが、完了した時は「これでお金が入ってくる」と、素直にテンションが上がりました（笑）。

吉崎：Z世代である吉田会員は、ドローンなどの最新技術にも積極的ですね。

吉田会員：学生時代にレースドローンにハマっていたこともあり、ドローンの測量には強い関心がありました。事務所に入る前からドローンの操作にも自信があったので、入所後も「むしろ積極的にやりたい」と食い気味に取り組ませてもらっています。やるからには徹底的に極めたいと思っていて、ITや最新技術の分野では、「吉田に聞けば大丈夫」と言われるくらいに突出して、業界内での差別化を図りたいです。

吉崎：その意欲は素晴らしいですね。お客様とのやり取りでは、感謝されることも多いでしょう。

吉田会員：はい。申請人の方や隣接地の所有者から感謝の言葉をいただけるのは、何よりのやりがいであります。一方で、補助者時代には、若さゆえに「本当にできるのか」と軽視されるような態度を取られた経験もあります。ただ、今はそれも乗り越えるべき課題だと捉えています。



テーマ3：描く将来像と若手へのメッセージ

吉崎：将来的に、収入やキャリアプランで何か目標はありますか。

吉田会員：具体的な金額の目標は今は無いのですが、30歳になった時、プライベートを充実させるか、思いっきり稼ぐか、どちらの選択肢も自分で選べるように、今のうちに努力を重ねておきたいです。今は「苦労は買ってでもする」という姿勢で、自分の知識や経験を増やすことを優先しています。

吉崎：行政書士など、他の資格の取得も考えているそうですね。独立の選択肢も頭にはありますか？

吉田会員：いずれ行政書士も取得したいと考えています。地元へ帰って独立する選択肢も頭にはありますが、今はどこにも縛られず、師匠のもとで様々なことに挑戦しながら模索している段階です。仕事を通して、「こいつはこれが強い」と言われる強みを持ってみたいと思っています。

吉崎：最後に、これから土地家屋調査士を目指す若い世代の方々へ、メッセージをお願いします。

吉田会員：私が一番大切にしているのは、「後悔がないように」ということです。よく言われることですが、今が人生で一番若い。今日この日を後悔なく過ごすために、どう行動するかを常に考えています。もし土地家屋調査士を目指そうという考えがあるのなら、「まずはとにかくやってみてはいかがでしょうか」ということを強くお伝えしたいです。

吉崎：貴重なお話、ありがとうございました。吉田会員の今後の挑戦を応援しています。

吉田会員：ありがとうございました。

広報部長 吉崎 英司(取材・文)

令和7年度・8年度

広報員紹介



広報キャラクター
ちしき
「地蔵くん」

毎月お手元に届く会報『土地家屋調査士』は、会員の皆様に各種情報を伝達、周知を目的として、広報部事業の一つとして発行しております。ここに新たに就任された広報員7名を紹介いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

いし せ 石瀬 正毅 (東京会)

今期、広報員として関東ブロックから選任されました東京会の石瀬正毅と申します。今期で5期目の就任となります。会員の皆様には、情報提供のみならず、楽しんでいただける広報誌を目指して広報部及び広報員の皆様と力を合わせて活動します。どうぞよろしくお願ひいたします。



ほうじょう 北條 誠治 (長野会)

関東ブロック協議会から広報員として2期目の選任をいただきました長野会の北條誠治です。研鑽を積み、会報誌の取材、編集発行に寄与し、土地家屋調査士制度発展の一助となるよう務めます。全国の会員の皆様どうぞよろしくお願ひいたします。



たなか ひでのり 田中 秀典 (大阪会)

近畿ブロック協議会から選任いただきました大阪土地家屋調査士会の田中秀典と申します。先輩方が築き上げてくださったこの制度を、魅力的に、多面的に情報発信するよう、東奔西走、精一杯努めて参ります。よろしくお願ひいたします。



あべ まさき 阿部 正貴 (福井会)

このたび中部ブロック協議会より選任いただきました、福井会の阿部正貴と申します。土地家屋調査士の認知度向上、また土地家屋調査士制度の維持発展のために有益な情報を伝えできるよう精一杯努めたいと思っております。全国の会員の皆様、2年間どうぞよろしくお願ひいたします。



にしかわ たつや 西川 達哉 (鳥取会)

中国ブロック協議会から選任いただきました鳥取県土地家屋調査士会の西川達哉と申します。鳥取会でも継続して広報員をやっております。連合会の広報員としては力不足かもしれません、少しでも貢献できるように尽力いたします。よろしくお願ひいたします。



ちゃやま たかゆき 茶山 隆之 (福岡会)

今回、九州ブロック協議会の広報員を務めさせていただくことになりました、福岡会の茶山隆之と申します。皆さんにとって役立つ会報誌発行のため、広報員としての活動を楽しみながら務めて参ります。よろしくお願ひいたします。



たかはし しょうしん 高橋 彰眞 (秋田会)

東北ブロック協議会より選任されました秋田会の高橋彰眞と申します。思った以上に重要な役割ですので、優しい広報部の方々から愛の鞭を受けつつ、的確な情報を伝えできればと思います。取材の際は、ご協力の程2年間よろしくお願ひいたします。



連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



9月16日
～10月15日

近頃は、水道橋界隈の道路脇で通りすがりのタクシーを拾うことは困難を極めるケースが多い。水道橋の白山通り(比較的大きな通り)でも、なかなか空車のタクシーに巡り会えない。通り過ぎて行くのは、そのほとんどが「迎車」と電光表示しているタクシーだ。なるほど、スマホの配車アプリの普及によるものだと分析できる。刑事ドラマでの尾行シーンで「ヘイ!タクシー。前の車を追ってくれ!」なんてことは、昭和世代の遺物と化しているのだと感じてしまう今日この頃である。

9月

17、18日 第1回全国ブロック協議会長会同

ブロック協議会会長8名の出席のもと、本年度1回目のブロック協議会長会同を開催。各ブロック協議会からの報告と様々な課題、多くの提案を持ち寄っていただき、土地家屋調査士制度の発展を見据えた内容を意識しつつ進行させていただいた。

20日 佐賀県土地家屋調査士会「令和7年度・第1回全体研修会」の講師

佐賀会の研修会に案内をいただき、羽田から空路、佐賀へ向かう。研修会のテーマは「土地家屋調査士の未来展望～拓こう新時代～」と題し、90分間に渡り高揚感を感じつつ、お話を時間を頂戴し、ありがたい限りである。

21、22日 令和7年度土地家屋調査士新人研修会(東京会場)

東京会場に集いし新人会員261名を前に連合会長として挨拶のため会場に向かう。星の数ほどある職業の中から「土地家屋調査士」を選んでくれたことへの感謝と長い資格者人生を歩むに当たり、土地家屋調査士としての魂を伝えることを念頭に一人一人の目を見てお話をさせていただいた。

30日 狹あい道路解消シンポジウムに関する打合せ(第2回)(電子会議)

17日後に迫った狭あい道路解消シンポジウムの最

終打合せを開催。担当いただく宮城会には、1年以上前から準備を重ねていただき、万全の体制で当日を迎えるべく、実に綿密な行動計画を説明いただいた。

10月

1日 第4回常任理事会

今回の常任理事会は、リモートにより開催。全国ブロック協議会長会同において提案いただいた案件等を整理するとともに、翌週に開催する全国会長会議の打合せ等を中心に協議を行った。

2日 第1回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ(電子会議)

北村総務担当副会長、大久保総務部長、花岡常務理事とともに、7日からの全国会長会議において座長を務めてもらう予定の藤村奈良会会長とリモートにより打合せを実施。

6日 全国土地家屋調査士政治連盟研修会及び「豊田俊郎先生へのお礼の夕べ」に出席

元参議院議員として、そして現役の土地家屋調査士として制度の発展と国政において活躍された豊田俊郎先生に感謝の気持ちを込めて、「お礼の夕べ」に全ての副会長とともに出席させていただいた。まさしく近年の土地家屋調査士制度を押し上げていただいた最大の功労者であり、その功績は永く私たちの記憶に残ることは間違いないところである。

7日 第1回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ 午後から開催する「全国会長会議」の進行や議事の進め方等に関して、座長を予定している藤村奈良会会長と打合せを行った。

7、8日 第1回全国会長会議

全国50の土地家屋調査士会の会長と連合会の全ての役員が一同に集い、土地家屋調査士制度の将来と未来を展望すべく全国会長会議を開催。当連合会の基本姿勢は、土地家屋調査士会と会員を下から支え、多様性を認め合うことを原点としている。

8日 第3回監査会

全国会長会議が終了し、息つく暇もなく連合会会議室に戻って、新執行部としての3か月半を中心監事の皆さんから監査を受ける。

会務日誌

9月 16日～10月15日

9月

16日

○第3回社会事業部会

<協議事項>

- 1 法務局地図作成等基準点測量作業規程について
- 2 地籍整備推進調査費補助金(民間事業者等直接交付分)のアンケート調査への対応について
- 3 管理不全土地の管理に関するマニュアルについて
- 4 地方裁判所に向けた管理不全土地管理の活用方パンフレットの作成について

17、18日

○第1回全国ブロック協議会長会同

<議事>

- 1 各ブロック協議会における事業の実施状況と今後の取組について
- 2 各部等事業計画の実施状況と今後の取組について
- 3 連合会が取り組んでいる事項等について

18日

○全国広報担当者向けセミナー（電子会議）
(2回目)

24、25日

○第3回日調連関係規則等整備PT会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会会則モデルの改正案及び同会則モデル逐条解説の理事会からの意見への対応について
- 2 土地家屋調査士職務倫理規程の解説(案)について

25日

○第3回総務部会

<協議事項>

- 1 令和8年度総務部の事業計画(案)について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和7年3月追加)」について
- 3 土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集の改訂(案)について
- 4 専門的業務賠償責任保険の更新について
- 5 菅谷ビルに保管している総務部関連の資料等の処分について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会文書取扱規程の見直しについて
- 7 役職員研修について

- 8 令和7年度第1回全国会長会議の運営等について

- 9 令和7年度第2回全国会長会議及び令和8年新年賀詞交歓会の運営等について

25、26日

○第2回会報「土地家屋調査士」編集会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等について
- 2 10月号の編集状況について
- 3 11月号以降の掲載記事について
- 4 ネットワーク50の担当者の順番について
- 5 令和8年度の広告掲載の募集について
- 6 令和8年度における会報「土地家屋調査士」の会員への直送について

29日

○第1回登記基準点評価委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 登記基準点に関する研修について
- 2 認定登記基準点申請における認定及び確認作業について
- 3 公共測量作業規程の準則の一部改正に伴う登記基準点測量作業規程運用基準別表の一部改正について
- 4 登記基準点の認定に関わる懸案事項への対応について

29、30日

○第1回義務研修運営委員会

<協議事項>

- 1 令和8年度以降の土地家屋調査士新人研修における運営実施及びカリキュラム等について
- 2 第2期土地家屋調査士年次研修について
- 3 次回以降の義務研修運営委員会の開催日程について

10月

1日

○第4回常任理事会

<協議事項>

- 1 令和7年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 宅地建物取引士が説明する重要事項についての書面に記載する図面の名称及び会員への周知等について
- 3 第21回土地家屋調査士特別研修の実施について

3日

○第1回土地家屋調査士の登録の取消しに係る
聴聞期日

7、8日

○第1回全国会長会議
<議事>

- 1 各部等事業計画の実施状況と今後の取組について
- 2 グループ討論
- 3 連合会が取り組んでいる事項等の説明

4 意見交換・情報交換

8日

○第1回オンライン登記推進室会議(電子会議)
<協議事項>

- 1 申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムへの要望等について
- 2 地積測量図XMLの今後の活用について

○第3回監査会

各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

9月16日～10月15日

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標題
9月16日	ミチセキアワード2025の募集開始について(通知)
9月16日	連合会ウェブサイトの一時利用停止について(お知らせ)
9月22日	実務参考図書「登記官からみた表題部所有者不明土地 解消の実務」の推薦について
9月22日	日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正について(通知)
9月24日	第58回「地図展2025 さいたま」の開催について(お知らせ)
9月24日	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく届出制度に関するポスターの送付について(お知らせ)
9月26日	「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」における回答期限の延長について(お願い)
9月26日	「第77回人権週間」の実施について(依頼)
9月26日	会員数の報告方等について
9月29日	第82回定期総会議事録の送付について
10月6日	第1期土地家屋調査士年次研修映像教材の提供について(お願い)
10月6日	令和7年度国有農地等測量・境界確定委託事業について(お知らせ)
10月6日	不動産登記規則の一部を改正する省令案に関する意見の提出について(お知らせ)
10月7日	国土交通省における土地境界データ及び不動産登記データの利活用促進「土地境界データ活用アイデア・ニーズの募集」について(お知らせ)
10月10日	令和7年度土地家屋調査士新人研修(大阪会場)の募集について(お願い)
10月10日	令和7年度ウェブ研修会の開催について(通知)
10月14日	不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令の公布について(お知らせ)
10月15日	「土地家屋調査士白書2026」掲載情報の提供方について(お願い)

土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

■ 登録

令和7年9月1日付け

東京 8446 熊谷 浩希
東京 8447 土屋 陽一
東京 8448 栗城 明
茨城 1524 坂本 直大
大阪 3508 角谷 諭
兵庫 2604 名村 佳起
愛知 3186 牛田 裕斗
三重 939 渡邊 樹
宮崎 838 西 将大

令和7年9月10日付け

埼玉 2851 結城 節子
千葉 2303 橋沼 哲
大分 872 芝田 尚広
福島 1541 山本 昇
岩手 1192 福地 亮介
青森 800 福田 亨

令和7年9月22日付け

東京 8449 田崎 雅嗣
東京 8450 小島かおり
埼玉 2852 新井 誠
大阪 3509 森田 幸一
愛知 3187 黒部 貴秀

■ 登録取消し

令和7年2月12日付け

東京 5720 大柄根 忍

令和7年7月12日付け
静岡 941 小柳津清彦

令和7年7月20日付け
秋田 951 渡邊 謙次

令和7年7月21日付け
神奈川 1529 横山 智

令和7年7月24日付け
兵庫 1570 閑念 隆司

令和7年8月2日付け
宮城 683 八島 重秋

令和7年8月16日付け
埼玉 2091 武政 肇

令和7年8月17日付け
山形 1137 下村 宏

令和7年8月19日付け
新潟 202 梶本 勝

令和7年9月1日付け
千葉 1846 土井 茂夫
大阪 1586 上野 孝雄
愛知 1332 青山 純一

令和7年9月10日付け
埼玉 1248 安部 公雄
埼玉 1388 松田 章
栃木 220 高橋 利雄
岡山 899 石井 勝巳

福岡 1193 倉光 剛郎
福岡 1289 高倉 廣吉
鹿児島 713 野畠 誠
札幌 1223 小川 雄
函館 134 富原 龍夫

令和7年9月22日付け
千葉 2188 山田 雅男
千葉 2191 渡邊那津実
茨城 938 井川 一朗
茨城 967 飯塚 英夫
静岡 1600 岩田 篤
広島 1313 吉田 倫行
山口 781 伊藤 正典
福岡 1646 新里 朗
青森 621 赤平 悅男
香川 617 諏訪 弘樹
高知 492 田部 憲介

■ ADR認定土地家屋調査士の登録

令和7年9月22日付け
東京 8450 小島かおり



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

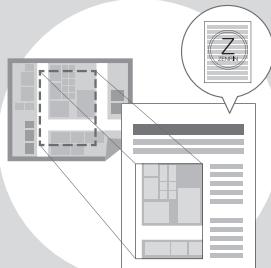
事前調査の 業務効率化

現地調査前に
必要な地図がこれ一つで



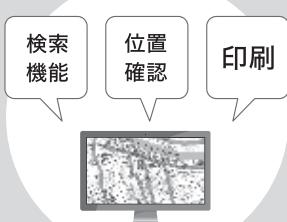
PC やタブレットでいつでも確認でき、
資料集め・事前調査で活用できます。
紙の地図帳とは異なり、ページの境や
市町村境も簡単に確認できます。
(住宅地図・ブルーマップは全国閲覧可能)

複製許諾付きの
地図印刷ができる



対象範囲を指定の縮尺で設定し、
簡単に地図資料を作成できます。
地図には複製許諾証がついてお
り、案内図配布や登記申請の添
付資料として利用できます。

業務で便利な
機能搭載



シーンに応じたさまざまな検索、
SIMAデータを取り込んで基準点等の位置確認、距離や土地の簡易計測など、便利な機能を多く
搭載しています。

調査情報を地図上で 一元管理



地図上の位置と調査情報を紐づけ

調査情報・関連書類を地図上に登録し、事件簿の一元管理が可能。登録情報は CSV 出力もでき、年計表作成にも活用できます。

調査情報共有で 調査士どうしの連携強化

情報登録／情報管理

情報共有



登録された情報を
調査士間で共有

- 事件簿情報・調査ファイルの中身など、秘匿性の高い情報は公開されません。
- 基本情報・その他所有情報などが共有されます。

新機能追加について

- 現在・過去年度別の空中写真を確認できるようになり、土地の変遷を用意に確認できます。
- 等高線レイヤが常時表示でき、現場の傾斜を事前に確認できます。……他にも便利な機能を同時追加！

全国閲覧可

月額3,960円(税込)

お申し込み月の月末まで無料期間をご用意しております

< 無料で利用できる期間をご活用ください !

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



◀ 連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemmap@chosashi.or.jp

ち ょ う さ し 俳 壇

第486回



「日の短か」

深谷 健吾

今月の作品から

閉門の鐘に急かされ日の短か

茶の花や茶室の雨戸閉ぢしまま
玄関の土間を汚してつばめ去る
夜食にとおにぎり二つ卓の上

卷之三

深谷 健吾 選

殿の子に歓声や運動会

茨城中原ひそむ
た
他に言へぬこの侘しさよ地虫鳴く
茨城中原ひそむ
大正に生れて令和や杖の秋
名月や曾孫の代はどんな世に
夕暮れになると集まる奈良の鹿

祝詞のりとより始まる神事村祭
爽やかやラジオ体操して出勤
天職はほかにあるかも鉦叩かねたたき
観菊会夜には夜の客があり

兵庫小林昌三

大花火匂ひ残して幕下ろす
廢屋に熟れ放題の野の葡萄
鹿児島田代

鳥田

菊すでに供へてありぬ妻の草
「菊」共、秋の季語。春の姿

菊は、秋の季語。春の桜と並び称される日本の代表的な花。古来より気品と清秀ある花として愛されてきた。秋彼岸とは、秋分の日の前後三日間、ご先祖様への感謝

なることをいう。作者にはお百度参りみた
いなもので、出勤前の日課でもあり、今日
の一日も元氣で、頑張るぞという気迫を感じ
ます。夏から秋にかけてのラジオ体操は
最高である。「継続は力なり」です。頑張つ
て下さい。ラジオ体操を句材にした家庭俳
句の佳句である。

小林
昌三

花火は、夏の季語。夜空大花火をひき残して幕下る。

「花火」は夏の季語。夜空に高く花開く打ち上げ花火や仕掛け花火などの大型のものと、庭先で楽しむ線香花火などの玩具花火とに大別される。昔から有名な両国の花火は隅田川の「川開き」に行われた。何といつても「花火」は夏の代表的な風物詩であり、各地で花火大会が盛んに開催されている。打ち上げの大花火で大会を終えるのが通例である。最後の打ち上げ大花火の爆音と共に匂いまで残して幕を閉じる花火大会を活写した佳句である。

田代
悦哉

景季が生田を駆ける猿梅

「梅」は、春の季語。昔は、花といえば桜より梅であつた。春先、高い香氣を放つて漂わせて咲く。梅見・探梅は、冬の季語である。提句には、「一の谷の戦いで梶原景時の息子は生田神社付近で平家の陣営である福原に箭に梅の枝を刺して馬で駆け回つた故事が生田神社の掲示板に記載があつた。箭とは矢を入れる籠の事である。」との説明がある。

爽やかやラジオ体操して出勤

堀越
貞友

地名 散歩

第165回 ニタ・ヌタ・ノタ・ムタ…湿り気のある地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

いつまでも蒸し暑いからというわけではないが、湿った地名をテーマに原稿を書こうと考えていた。ちょうどそのタイミングで、「群馬県沼田市のスーパーに熊が侵入して買い物客2人が怪我」というニュースが飛び込んできた。防犯カメラ映像によれば、熊は自動ドアのある入口から堂々と入ってきたようで、その後は寿司コーナーなどを荒らして(おそらくタラフク食って)出て行ったという。

地元の住民にとっては、こんな街中に熊が現われたことは衝撃だろう。熊の住処が近くの山林だとすれば、関越自動車道を超えた北側のおそらく約2kmも離れた場所で、彼は上越線の踏切も渡ってきたと思われる。スーパーの所在地は恩田町おんたまちだが、『角川日本地名大辞典』で調べてみると「沼田氏の家臣根岸氏が

延元年間(1336~40)に戦功を立てたことにより、その子孫が地内に居住して租税を免ぜられたので恩田と称する」ようになったとする説が紹介されていた。

その真偽はともかく、オンダ・オント(恩田・恩多・温田など)という地名は、少数民族ながら全国に点在する。このうち東京都東村山市には「恩多町」がある。かつては大岱村で、古くは大沼田または大怒田と表記した。『東村山の地名とそのいわれ』(東村山郷土研究会)によれば、「大沼田(或いは「大沼田」)が転訛して大岱となった。〔中略〕大岱の「岱」(字義は岱か)は沼地の意味で、大沼地と大沼田は共通する」などと記されている。それが昭和39年(1964)の市制施行に伴って新町名を付けた際、「大岱」が読みにくいため同音の恩多を選



山梨県甲斐市、中央道と中部横断自動車道が分岐する双葉ジャンクション近くの大岱という地名。双葉サービスエリアは南東側。地理院地図 2025年10月8日ダウンロード



下仁田ネギで有名な群馬県甘楽郡下仁田町の中心部。湿地関連のニタ地名の代表例であるが、新田(にった)が転じたという説も。地理院地図 2025年10月8日ダウンロード

んだという。いわゆる瑞祥地名だ。沼田市の恩田町も旧集落は利根川の河岸段丘の標高差6～8mの段丘崖の下に広がっており、湧水が豊富で「ヌタ」の地形が存在していたのかもしれない。

山梨県身延町には^{おおぬた}大塙という地名があるが、『角川』には、「ヌタは沼地や湿地をさすことによる」という。獵師仲間がイノシシを狩る時に『ぬたば』を搜すのは、イノシシが泥水で水浴して木に体をこすりつける習性があるからといわれ、当地にも神社付近の沢に塙場があつてイノシシの遊び場となり、よく捕獲されたという詳しい説明がある(塙は国字で泥田・湿田を意味する甲斐国=山梨県限定の文字)。

それでは「ヌタ」とは何か。手元の『広辞苑』(第3版)には「①沼地。湿田。にた。のた。②どろ。ひじ」などとあった。日常的にはあまり使われていないようだが、まさにこの意味であればヌタは沼田の字がふさわしく、大ヌタは恩田の字に容易に転じそうだ。現代語で「ぬた」といえば、むしろ魚介を酢味噌で和えた酒の肴(饅膾)を指すのが一般的である。

かつては、ヌタの地名に「沼田」の字を当てるのが一般的だったようだ。かつて安芸国(広島県西部)には沼田郡が存在し、現在の三原市から竹原市にかけてに該当する。この郡は平安末期に消えたが、当地を流れる沼田川の名は健在で、これに沿った三原市沼田東町・沼田西町は現存する。なお、江戸期から同じ安芸国(広島県)に明治31年(1898)まで、現在の広島市中心部から安佐南区付近にかけて沼田郡が存在したが、こちらとは関係ない。古くは沼田で「ヌタ」と読んでいた地名の多くが、字に引きずられてヌマタに転じたであろうことは容易に想像できる。ついでながら、和歌山県有田川町の沼田は「ぬただ」と読む変わり種で、沼=ヌタという古い用法を引き継いだものだろう。

同じく湿地を示すノタの地名には、野田の字が当てられる。キッコーマンの醤油で有名な千葉県野田市は、『角川』によれば「低湿地を意味するニタ・ムタの転訛とも、古河公方(足利成氏)の臣野田右馬助の所領・城があったことによるともいう(大日本地名辞書)」としており、新潟県柏崎市野田は「湿地を意味するニタが転じてヌタ・ノタとなったことによる」というなど、やはり同種の由来である可能性は高い。

沼田・野田の他に「ニタ」もある。『日本歴史地名総覧』(新人物往来社)には「山間の湿地を意味する方言」とあり、イノシシが体に付いた虫をとるため湿地の泥の中を転げ回る習性(いわゆる「のたうつ」)があり、獵師はその場所で「ニタ待ち」をするという。山梨県身延町大塙で前述したように、「ぬたば」も同じである。

「地理院地図」でニタを検索してざっと地形を見ると必ずしも山奥ばかりではないが、山間部が多くを占める。当てられる字は「仁田」が多く、新潟県十日町市、静岡県牧之原市、三重県多気町などがあり、どんなニタなのか形容したものでは、ネギで有名な群馬県の下仁田町。他にも同県みなかみ町の小仁田、熊本県芦北町大尼田、長崎県佐世保市白仁田など類例は多い。全国的に見れば九州が特に多く、あとはおおむね本州の関東以北に分布している。九州に分布域が集中しているものとしては、ムタがある。「ヌタ」が転じたと思われるが、当てられた字は福岡県大牟田市に代表される「牟田」が多く、おおむね福岡県、佐賀県、宮崎県南部から鹿児島県にかけて分布し、「無田」は大分県、熊本県中部、長崎県などが中心だ。

なお、ニタ・ヌタ・ノタ・ムタの地名が湿地由来とはいえ、群馬県沼田市の旧市街が台地上にあるように、必ずしも地名と地盤は一致しない。これらの地名がすべて軟弱地盤で危険な土地などと早合点しないよう留意いただきたい。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査



研修管理システム 「manaable(マナブル)」の利用登録



日本土地家屋調査士会連合会では、令和6年10月22日から研修管理システム「manaable (マナブル)」を導入しています。研修受講申込・受講管理・eラーニング視聴等に必要となりますので利用登録をお願いします。

manaable の利用登録は、下記の URL (当連合会ウェブサイト)へ移動していただき、manaable のアイコンから登録できます。

<https://www.chosashi.or.jp/activities/training/>

また、次ページの二次元バーコードからも登録可能です。

The screenshot shows the official website of the Japan Federation of Land and House Investigators Associations. The main navigation bar includes links for 'Home', 'Land Surveyors', 'Consultation with Land Surveyors', 'Training', and 'Activities'. The 'Training' section is highlighted with a pink border. It features the 'manaable' logo and a link to the 'Training Management System (manaable)'. Below this, there is information about CPD (Continuing Professional Development) history and a download link for the manual. To the right, a sidebar lists various topics under 'Training'.

研修管理システム (manaable)

専門職能継続学習 (CPD) 履歴検索

土地家屋調査士研修関係 専門職能継続学習 (CPD) 履歴

3つのステップだけで登録完了！ (PDF ファイル 0.33MB)

研修管理システム操作マニュアル (利用者用) ver1.0 (PDF ファイル 7.13MB)

① 所有者不動土地問題・空き家問題等の主な取組経過の概要

② 70周年記念事業

③ シンポジウム・講演会

④ 出版物のご紹介

⑤ 会議

⑥ 研修

- 新人研修
- 特別研修 (法務大臣指定研修)
- 一般研修
- 研修の体系
- 専門職能継続学習 (CPD)

⑦ 土地家屋調査士法第25条第2項に規定する「地域の懇話」

⑧ 日調達データセンターシステム

⑨ 全国一斉不動産表示登記無料相談会

こちらのアイコンをクリックし、
新規登録から利用登録してください。



3つのステップだけで登録完了！

ステップ①

会員の方は、ご自身のメールアドレスと、ご自身の所属会の選択と、登録番号をご入力いただき、会員情報と合致したら会員としてログインすることができます。
会員以外の方は、ご自身のメールアドレスのみでログインが可能です。

- ⚠ 同じメールアドレスでの登録はできません。
- ⚠ 携帯キャリアメール(docomo / softbank / ezwebなど)での登録はセキュリティ設定によりメールが届かない可能性がありますのでご注意ください。



会員の方

maaable
登録用メールアドレス
照合情報
所属会
登録番号
送信



会員以外の方

maaable
登録用メールアドレス
送信

ステップ②



日本土地家屋調査士会連合会 <no-reply@maaable.com>
To info@senda

「本登録手続き」のご依頼をいただき、ありがとうございます。

下記のリンクから本登録手続きをお願いします。

https://ichosashi.maaable.com/signup/form?type=ORG&token=96b321fd48e42d5e801b9f3d820d321a&email=info%2Bsenda%40maaable.com&member_id=46f3405fb71c-49e9-b05c-4915496677b3

※リンクの期限が切れている場合は再度本登録手続きをお願いします。

※本メールにお心あたりがない場合は、お手数ですが本メールを破棄してください。情報は登録されませんのでご安心ください。

※本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

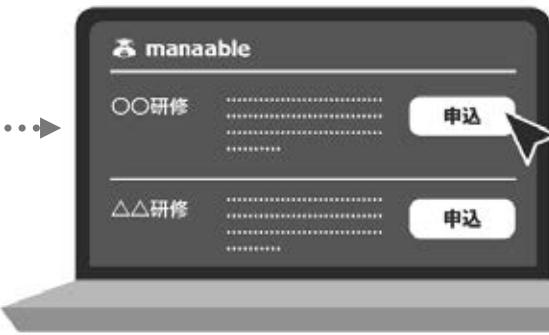
日本土地家屋調査士会連合会

ステップ③

本登録画面で登録するだけで完了！

maaable
お名前
姓 名
生年月日
所属会
所屬会

本登録画面で補足の情報やパスワードを入力するだけで、
登録が完了して、研修に申込みができるようになります。
その後は同じご自身のお名前等を入力する必要がありません。



■ 新体制による令和7年度事業のスタート

令和7年6月5日に開催された第40回定時総会の役員改選を経て、新体制による令和7年度の事業がスタートしました。

役職名	推薦ブロック	氏名	所属協会
会長	中部	榎原 典夫	岐阜
副会長	関東	望月 繁和	静岡
〃	九州	花本 政秋	福岡
〃	中部	伊藤 秀樹	愛知
理事	(会長指名理事)	内山 一哉	千葉
〃	(会長指名理事)	熊谷 直樹	滋賀
〃	近畿	吉田 秀幸	和歌山
〃	中国	渡邊 英雅	山口
〃	東北	赤間 一秋	宮城
〃	北海道	澤田 武	釧路
〃	四国	大西 一正	香川
監事	関東	安田 欣市	静岡
〃	九州	佐久間 博文	大分

今回はこの紙面をお借りして、会長及び副会長からの就任挨拶、意気込みなどを語っていただきました。

(広報委員長 熊谷直樹)

ご挨拶 会長 榎原典夫

今年は公共嘱託登記制度制定から40年の節目の年となります。協会設立当初は、日本国有鉄道の民営化による清算事業団発注の膨大な嘱託登記を、全国で同時に適正且つ迅速に処理したことは今でも忘れることができません。先人の協会役員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。



そして、平成20年公益法人制度改革関連三法が施行され、特例民法法人であった我々土地家屋調査士協会も公益法人移行への道を選択することとなり、公共の利益となる事業を積極的に行うこととなりました。

その後、国難ともいえる東日本大震災など多くの自然災害に、協会は地域の官公署と共に復旧・復興に全力で対応してまいりました。現在、特に法務局地図作成事業においては、不動産登記法第14条第1項地図作成作業を全国で多くの協会が受託しています。

す。更に、国土調査法第19条第5項の地図作成も多くの自治体から受託しています。

このように協会を取り巻く環境は大きく変化を遂げ、受託業務も嘱託登記処理から継続的な地図作成へ変わりつつあります。今こそ協会が官公署から選択され、公共嘱託登記制度の充実と発展に向かって、これらの関連業務と地図作成作業の受け皿としてその組織力を發揮し、社会の負託に応えるときではないかと思います。

そこで、公共嘱託登記制度制定から40年の会務運営が、加盟協会にとって充実した活力ある事業展開にしたいと考えております。全公連は、新しい役員を迎える加盟協会の期待に応えるため一丸となって会務に邁進いたします。加盟協会はもとより関係団体の皆様のご支援ご協力を重ねてお願いし、新体制を迎えてのご挨拶をいたします。

ご挨拶 副会長 望月繁和

昨年度に引き続き総務・経理・広報・公益・災害を担当する望月繁和です。担当副会長として今年度特に力を入れているのは、広報と災害です。広報関係は、熊谷広報委員長を中心とした活動を進め、年3回の全公連だよりの発刊、業務開発用パンフレットの作成を、そして、災害関係は、大規模災害発生時の復旧・復興に向け減失登記システムの構築を検討しており、災害発生時に公益社団法人である協会がすぐ運用できるよう研修担当と連携しデモ版での研修を開催することで、いざ災害発生した際に慌てずに業務に携わるよう事前の準備をしたいと思っております。



また、本年度定時総会で会則改正を行った結果、試算段階では令和7年度会費をベースとすると、今回の会費値上げの改正を受け、令和8年度会費は約143万円多く徴収されます。物価上昇による宿泊費等の補填となる金額ではありますが、デジタル化社会に対応するためのWEBGISの推進による作業の効率化や、全国的に設立されている公嘱協会の組織力の強さを生かした活動ができるよう検討や提案をしてまいりますので、社員の皆様はもちろん、全国

の土地家屋調査士の皆様にもぜひ公団協会の活動にご理解とご協力を賜りたいと思っております。2年間、よろしくお願ひ申し上げます。

ご挨拶 副会長 花本政秋

毎年11月の研修会を行っておりますが、今年度は12月に開催することになりました。

Webでの配信となりますが、2月の全国理事長会議、6月の総会は基本集合型の研修会になりますが、内容によっては多数の参加を考えハイブリッド形式になるかと思います。全国の協会業務、事務体制等日頃疑問に思うこと、聞きたい事等タイムリーな内容で行っていきたいと考えています。今後、アンケート等をお願いすることになった際には、ご理解とご協力をお願いいたします。皆様の生の声が聞きたいと思っています。今後も有意義な研修を心がけていきます。



ご挨拶 副会長 伊藤秀樹

令和7年6月5日開催の定期総会を経て、業務担当の副会長を拝命しました伊藤秀樹です。よろしくお願ひいたします。

令和3年から業務担当として早4年が過ぎました。就任当時は、全国の加盟協会が



各自独自の活動や考え方を持っていると思っていました。ところが、全国の理事長さんと会議を重ねると同じベクトルであることを痛感しました。

業務担当としては、榎原会長がいつも提言している「選択される協会」を旗印に、「業務の充実と拡大」を目標に活動していく所存です。昨年度までは、出前研修をはじめ全国で研修会を行い、重点的事業の啓発の助言や業務分析、登記調整業務の研究等を企画しました。今年度の業務部は優秀な3名を選任していただきましたので、今までの活動を踏まえ加盟協会の業務拡大のために的を射た助言していきたいと考えています。今後ともよろしくお願ひいたします。

■ 会議経過

10月6日	全調政連主催研修会及び「豊田敏郎先生へのお礼の夕べ」に参加
10月7日	第4回正副会長会議(東京・一部web開催)
10月7日	全司協との協議会(東京開催)
10月17日	狭い道路解消シンポジウム(仙台市開催)
10月22日	第2回研修担当打合会(web開催)
10月23日	第2回監査会(東京・一部web開催)
10月27日	第3回広報委員会(web開催)
10月29日	第5回理事会(web開催)
12月1日	第3回研修会(山口県からweb配信)

国民年金基金

基金だより ～社会保険料控除について～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

■加入者のみなさま

令和7年中に掛金を納付された加入者の方に「社会保険料控除証明書」が届きますので、確認をお願いいたします。なお、基金加入後の初回掛金引落日が12月の方については、後日となりますので、しばらくお待ちください。

社会保険料控除証明書には、基金掛金の納付状況、加入中の年金の型、口数、掛金月額などが記載されていますので、この機会に確認をお願いいたします。

今後、年末調整や確定申告の際に税優遇の適用を受けるに当たり必要となりますので、同証明書は大切に保管してください。

■未加入者のみなさま

国民年金基金制度においては、掛金の全額が社会保険料控除として課税所得から控除することができ、所得税や住民税が軽減される税制上の優遇措置が適用されています。

例えば、まずは少ない掛金でスタートしてみたい方などについては、35歳男性の場合で、終身年金A型(65歳から終身支給タイプ)に1口(月額掛金13,060円)加入したケースでは、課税所得600万円の場合、年間約47,000円の節税となります。(図ケース1参照)

また、節税や年金を重視したい方などについては、同じく、掛金限度額(月額68,000円)まで加入(65,300円)したケースでは、課税所得600万円の場合、年間約235,000円の節税となります。(図ケース2参照)

図

加入例：35歳0月男性の場合

A型 ・65歳から 終身支給タイプ	ケース1 少ない掛金でスタート A型に1口のみ加入	ケース2 節税や年金額を重視 A型に掛金限度額(月6万8千円)まで加入
-------------------------	---------------------------------	-------------------------------------------

掛金額と年金額

	ケース1	ケース2
掛金額 (60歳まで：加入時に固定)	月額 13,060円 (年額 156,720円)	月額 65,300円 (年額 783,600円)
年金額 (65歳から終身年金)	240,000円	1,200,000円

年間節税額

課税所得(カッコ内は税率)	ケース1	ケース2
195～330万円(20%)	31,300円	156,700円
330～695万円(30%)	47,000円	235,000円
695～900万円(33%)	51,700円	258,500円
900～1800万円(43%)	67,300円	336,900円

また、社会保険料控除では、生計を同じくするご家族の掛金を負担した場合、負担した方の所得から控除することができますので、所得の多い方が負担した場合、税優遇の効果は大きくなります。

新規加入者の9割以上が基金の税制上の優遇措置を重視して加入されています。

個人事務所の国民年金に加入されている第1号被保険者の方で、まだ基金に加入されていない方は、この機会にぜひご検討ください。

■キャンペーン情報

加入者の方が、ご家族や知人等を紹介・ご加入いただいた場合、クオカード1,000円を進呈するキャンペーンを実施中ですので、ご利用ください。

国民年金基金のご案内

－ 税優遇を活かして老後に備える －

税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

ホームページ上でもシミュレーション
加入申出のお手続きができます。

国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする

終身を基本とする「公的な年金制度」です。

加入資格

- 20歳以上 60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上 65歳未満で国民年金に任意加入している方



全国国民年金基金 土地家屋調査士支部



<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

0120-137-533

編集後記

観測史上最も暑い夏が長く居座り、異例の厳しい残暑が続いた今年の夏。皆様におかれましても、酷暑の中での現地調査や立会い業務など、多大なご苦労があったことと拝察いたします。

ようやく空が高く澄み渡り、心地よい秋風が吹く季節を迎え、本号を皆様にお届けできる運びとなりました。

本号では、土地家屋調査士制度75周年対談企画と題し、「いま、学び直すという選択を～法政大学大学院で広がる土地家屋調査士の可能性」の記事をメインに第19回青年土地家屋調査士会全国大会in HOKKAIDOや愛しき我が会、我が地元等を掲載しております。ご多忙の中、ご執筆・ご協力いただいた皆様には、心より感謝申し上げます。

さて、この秋は、政治において新たな体制がスタートしました。新内閣が目指す政策の方向性は、私たち土地家屋調査士の業務を取り巻く環境にも少なからず影響を与えることでしょう。特に、DX（デジタルトランス

フォーメーション）の推進や不動産関連の規制緩和・見直しの動きには、今後も注視していく必要があります。

また、会報誌の発行と前後して、土地家屋調査士試験が実施されました。次世代を担う志高き受験者の方々が、未来の業界を豊かにしてくれることを期待してやみません。

土地家屋調査士は、国民の財産と権利を守る「境界のプロフェッショナル」として、変化の時代だからこそ求められる専門職です。不動産取引や相続における国民の不安を解消するためにも、我々の知識と技術を結集し、この役割を果たし続けねばなりません。

次号も、この時代の変化を的確に捉え、皆様の業務に資する情報を届けできるよう、編集部一同、邁進してまいります。

今年も残すところ2か月となりましたが、皆様の健康と益々のご発展を心よりお祈り申し上げ、筆を置かせていただきます。

広報部次長 荒木 崇行（札幌会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

発行所

印刷所

会長 岡田 潤一郎

日本土地家屋調査士会連合会[◎]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：<https://www.chosashi.or.jp> E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

十一房印刷工業株式会社

公式SNSのご紹介

日調連では、次の3つのSNSを開設しています。
随時情報を更新していますので、是非フォロー
していただければと思います。

(日調連広報部)

<日調連公式SNS>



YouTube



Facebook



X (旧Twitter)



広報キャラクター「地識くん」